

十 発 行 日	九 振 替 単 位	八						七																
		最 低 額 面 金	行 争 入 札 発 行	非 格 格 競 入 札 発 行	者 ・ 第 I	特 別 参 加	国 債 市 場	札 発 行	非 格 格 競 入 札 発 行	入 札 発 行	価 格 競 争	払 込 金 額	行 争 入 札 発 行	非 格 格 競 入 札 発 行	者 ・ 第 I	特 別 参 加	国 債 市 場	札 発 行	非 格 格 競 入 札 発 行					
平成二十二年六月二十一日	す の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と	振 替 法 の 規 定 に よ る 最 低 額 面 金					千 八 百 十 億 七 千 百 二 十 万 円	八 十 億 千 五 十 九 万 七 千 円		二 兆 百 二 十 九 億 七 千 八 十 三 万 円		で 千 八 百 八 億 円	た り 付 国 債 に つ い て 、 額 面 金 額	条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し	特 別 会 計 に 関 する 法 律 第 四 十 六	で 八 十 三 億 九 千 八 百 万 円	た り 付 国 債 に つ い て 、 額 面 金 額	条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し	特 別 会 計 に 関 する 法 律 第 四 十 六	十 五 万 六 百 九 十 七 億 四 千 八 百 七	額 で 千 六 百 九 十 七 億 四 千 八 百 七	た り 付 国 債 に つ い て 、 額 面 金	条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し	二 百 六 十 五 万 円 、 同 法 第 六 十 二

十四 初期利子

得税の税率を乗じた金額を
控除することができ
平成二十二年十二月二十日を支
払期とし、次の算式により算出
した金額を支払う。ただし、支
払期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う（以
下、次号及び第十六号において
規定する期日について同じ）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期利子

毎
年
六
月
二
十
日
及
び
十
二
月
二
十
日
を
支
払
期
とし、各支払期にお
いて、その日以
前六月間に属す
る利子を支払う。

十六 償還期限

平成三十三年六月二十日

十七 償還金額

額面金額百円につき百円

十八 元利支

日本銀行

十九 払込期日

財務大臣から通知を受けた者

二十 払込期日

平成二十二年六月二十一日